

- ② 本規則の対象に登録 PTS を追加することから、従来の PTS 及び関連定義を「認可 PTS」とし、認可 PTS 銘柄取引の定義を新設する。

(第 2 条第 1 項第 3 号から第 5 号、第 7 号から第 10 号)

- ③ 金商法第 30 条第 1 項ただし書きにより、金商法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為を業として行うに際し認可を要せずに運営する私設取引システムを登録 PTS と新たに定義し、認可 PTS 同様、登録 PTS に関連する定義を新設する。

(第 2 条第 1 項第 11 号から第 18 号)

- ④ 登録 PTS 運營業務のうち、登録 PTS 取引正会員の顧客を対象として行うもの又は登録 PTS 取引正会員の顧客及び登録 PTS 運営正会員の顧客を対象として行うものを「取次型登録 PTS 運營業務」と定義する。(第 2 条第 1 項第 19 号)

- ⑤ 登録 PTS 運營業務のうち、登録 PTS 運営正会員の顧客のみを対象として行うものを「自社顧客型登録 PTS 運營業務」と定義する。(第 2 条第 1 項第 20 号)

- ⑥ 発行会社を認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の発行会社と定義する。

(第 2 条第 1 項第 21 号)

(3) 法令順守

法令順守の対象を、私設取引システムによる電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の取引とした。(第 3 条)

(4) 社内規則の制定等

- ① 登録 PTS 運営正会員が登録 PTS 運營業務を行うに当たり作成する社内規則において定めるべき事項を規定する。(第 4 条の 2 第 1 項)

- ② 登録 PTS 取引正会員は、登録 PTS 取引業務を行うに当たり、登録 PTS 運営正会員が社内規則で定める事項を遵守しなければならないこととする。

(第 4 条の 2 第 2 項)

(5) 業務内容の公表等

登録 PTS 運営正会員は、自社が行う登録 PTS 運營業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法により公表

を行わなければならないこととする（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が顧客に説明を行う場合を除く。）。（第 5 条）

(6) 登録 PTS 銘柄の適正性審査

登録 PTS 運営正会員が電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の適正性について審査を行うこととし、審査しなければならない事項について定める。（第 6 条の 2）

(7) 発行体との契約締結

登録 PTS 運営正会員が電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の発行体との間で契約しなければならない事項について定める。（第 7 条第 2 項）

(8) 発行体による適時の情報提供

① 発行体が登録 PTS 運営正会員へ適時の情報提供をすべき事項として、登録 PTS 運営正会員が発行体との契約で規定しなければならない事項について定める。（第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項）

② 登録 PTS 運営正会員は発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに公衆の縦覧に供しなければならないこととする（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が顧客に情報提供した場合を除く。）。（第 8 条の 2 第 3 項）

③ 登録 PTS 運営正会員は公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めることとする。（第 8 条の 2 第 4 項）

(9) 価格情報の公表等

① 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員における価格情報の公表義務及び公表方法並びに登録 PTS 取引正会員への約定価格等提供のための態

勢整備義務について規定する。 (第9条の2第1項、第2項)

- ② 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員及び登録PTS取引正会員における顧客への約定価格等提供のための態勢整備義務について規定する。 (第9条の2第3項)

(10) 不公正取引等の防止

登録PTS取引正会員は、登録PTS取引業務を行うに当たり、不公正取引等を防止する態勢を整備しなければならないこととする。 (第10条)

(11) 売買審査の実施

① 登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄の取引について、社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならないこととする。 (第11条第1項)

② 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当するおそれがあると認識した場合等には、登録PTS取引正会員への注意喚起等の措置を講じなければならないこととする。 (第11条第2項)

③ 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS正運営会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当するおそれがあると認識した場合等には、社内規則に基づき適切な措置を講じなければならないこととする。 (第11条第3項)

(12) 売買停止措置

登録PTS運営正会員は、社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならないこととする。 (第12条)

(13) 上場有価証券等との誤認防止措置

① 登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならないこととする(自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が顧客に説明を行う場合を除く。)。 (第13条第3項)

